議案第28号

三豊市公告式条例等の一部改正について

三豊市公告式条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月1日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市公告式条例等の一部を改正する条例

(三豊市公告式条例の一部改正)

第1条 三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「三豊市高瀬町下勝間2373番地」を「三豊市高瀬町下勝間2373番地1」に、「三豊市財田町財田上2171番地」を「三豊市財田町財田上2171番地1」に改める。

(三豊市支所設置条例の一部改正)

第2条 三豊市支所設置条例(平成18年三豊市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「三豊市財田町財田上2171番地」を「三豊市財田町財田上2171番地1」に改める。

(三豊市福祉事務所設置条例の一部改正)

第3条 三豊市福祉事務所設置条例(平成18年三豊市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市高瀬町下勝間2373番地」を「三豊市高瀬町下勝間2373番地1」に改める。

(三豊市財田町農産加工実習室条例の一部改正)

第4条 三豊市財田町農産加工実習室条例(平成18年三豊市条例第158号)の一部を 次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市財田町財田上2171番地」を「三豊市財田町財田上2171番地1」に改める。

(三豊市公民館条例の一部改正)

第5条 三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中「三豊市財田町財田上2171番地」を「三豊市財田町財田上2171番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【議案第28号関係】

三豊市公告式条例等の一部を改正する条例

《第1条関係》

三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号) 新旧対照表(抄)

_			- 1		*	
改正後(案)				現 行		
別	別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	掲示場	位置			掲示場	位置
1	三豊市役所掲示場	三豊市高瀬町下勝間2373番地1		1	三豊市役所掲示場	三豊市高瀬町下勝間2373番地
2	三豊市山本支所掲示場	三豊市山本町辻333番地1		2	三豊市山本支所掲示場	三豊市山本町辻333番地1
3	三豊市三野支所掲示場	三豊市三野町下高瀬568番地2		3	三豊市三野支所掲示場	三豊市三野町下高瀬568番地2
4	三豊市豊中支所掲示場	三豊市豊中町本山甲201番地1		4	三豊市豊中支所掲示場	三豊市豊中町本山甲201番地1
5	三豊市詫間支所掲示場	三豊市詫間町詫間1338番地13		5	三豊市詫間支所掲示場	三豊市詫間町詫間1338番地13
6	三豊市仁尾支所掲示場	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2		6	三豊市仁尾支所掲示場	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2
7	三豊市財田支所掲示場	三豊市財田町財田上2171番地1		7	三豊市財田支所掲示場	三豊市財田町財田上2171番地
	_					

《第2条関係》

三豊市支所設置条例(平成18年三豊市条例第9号) 新旧対照表(抄)

二量甲文別故直采例(平成18年二量				式印采例第 9万 / 机印对照衣(抄)			
	改正後 (案)		現 行				
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)				
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域		
山本支所	三豊市山本町辻333番地1	山本町の区域	山本支所	三豊市山本町辻333番地1	山本町の区域		
三野支所	三豊市三野町下高瀬568番地2	三野町の区域	三野支所	三豊市三野町下高瀬568番地2	三野町の区域		
豊中支所	三豊市豊中町本山甲201番地1	豊中町の区域	豊中支所	三豊市豊中町本山甲201番地1	豊中町の区域		
詫間支所	三豊市詫間町詫間1338番地13	詫間町の区域	詫間支所	三豊市詫間町詫間1338番地13	詫間町の区域		
仁尾支所	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2	仁尾町の区域	仁尾支所	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2	仁尾町の区域		
財田支所	三豊市財田町財田上2171番地1	財田町の区域	財田支所	三豊市財田町財田上2171番地	財田町の区域		

《第3条関係》

三豊市福祉事務所設置条例(平成18年三豊市条例第104号) 新旧対照表(抄)

	改正後 (案)	現 行		
(名称及び位置)		(名称及び位置)		
第2条	福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとす	す 第2条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとす		
る。		る。		
(1)	名称 三豊市福祉事務所	(1) 名称 三豊市福祉事務所		
(2)	位置 三豊市高瀬町下勝間2373番地1	(2) 位置 三豊市高瀬町下勝間2373番地		

《第4条関係》

三豊市財田町農産加工実習室条例(平成18年三豊市条例第158号) 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行		
(名称及び位置)	(名称及び位置)		
第2条 農産加工実習室の名称及び位置は、次のとおり	第2条 農産加工実習室の名称及び位置は、次のとおり		
とする。	とする。		
(1) 名称 三豊市財田町農産加工実習室	(1) 名称 三豊市財田町農産加工実習室		
(2) 位置 <u>三豊市財田町財田上2171番地1</u>	(2) 位置 <u>三豊市財田町財田上2171番地</u>		

《第5条関係》

三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号) 新旧対照表(抄)

改正後(案)		現 行			
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
(1) 公民館			(1) 公民館		
名称	位置		名称	位置	
三豊市公民館	三豊市豊中町本山甲201番地1		三豊市公民館	三豊市豊中町本山甲201番地1	
三豊市高瀬町公民館	三豊市高瀬町下勝間2347番地1		三豊市高瀬町公民館	三豊市高瀬町下勝間2347番地1	
三豊市山本町公民館	三豊市山本町財田西375番地		三豊市山本町公民館	三豊市山本町財田西375番地	
三豊市三野町公民館	三豊市三野町下高瀬569番地2		三豊市三野町公民館	三豊市三野町下高瀬569番地2	
三豊市豊中町公民館	三豊市豊中町本山甲192番地1		三豊市豊中町公民館	三豊市豊中町本山甲192番地1	
三豊市詫間町公民館	三豊市詫間町詫間1338番地13		三豊市詫間町公民館	三豊市詫間町詫間1338番地13	
三豊市仁尾町公民館	三豊市仁尾町仁尾丁296番地1		三豊市仁尾町公民館	三豊市仁尾町仁尾丁296番地1	
三豊市財田町公民館	三豊市財田町財田上2171番地1		三豊市財田町公民館	三豊市財田町財田上2171番地	
(2) 公民館分館 略		3'	(2) 公民館分館 略		